

## 平泉遺産復元イメージパネル制作業務

### 企画提案書作成要領

令和 8 年 6 月

岩 手 県

この「企画提案書作成要領」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「平泉遺産復元イメージパネル制作業務」（以下「本業務」という。）に関し、企画提案に参加しようとする者（以下「参加者」という。）が企画提案書等を作成するために必要な事項を定めるものである。

## 1 提出書類及び部数

|              |               |
|--------------|---------------|
| 【様式6】企画提案応募書 | 6部（正本1部、副本5部） |
| 企画提案書        | 6部（正本1部、副本5部） |
| 費用積算内訳書      | 6部（正本1部、副本5部） |

## 2 企画提案内容

参加者は、資料2「業務仕様書」の記載事項を踏まえ、次に掲げる内容を提案書に盛り込み、県へ提出するものとする。

なお、企画提案書等はA4判とし、様式は任意とする。

### (1) 平泉遺産復元イメージパネル制作に関する企画提案

資料2「業務仕様書」に基づき、次に掲げる提案を具体的に示すこと。

- ア パネル印刷用復元イメージ図制作
- イ 手持ち型透明パネル制作
- ウ 納品までのスケジュール
- エ その他自由提案（任意、予算の範囲内とする。）

### (2) 監理体制

本業務を確実に履行するための組織体制（業務分担、担当者名等）、連絡体制等を詳細に示すこと。

## 3 費用積算内訳書

- (1) 本業務の実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした費用積算内訳書（任意様式）を提出すること。
- (2) 費用積算内訳書については、積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もりした金額の110分の100に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。
- (3) 費用積算内訳書は、企画提案書とは別冊で作成すること。なお、様式は任意とするが、「岩手県知事 達増拓也」宛てに、参加者の商号又は名称、代表者職氏名を記載し、代表者印を押印のうえ、提出すること。
- (4) 費用積算内訳書には、値引き及び事実上値引きと認められる趣旨の記載を行わないこと。

## 4 その他留意事項

- (1) 提案は全て、企画提案書に記載すること。
- (2) 提案は1者につき1提案とし、提出後の変更・加筆等は一切認めないこと。